# 特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

| 評価書番号 | 評価書名 |
| --- | --- |
| 38 | 令和6年度大田区電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金に関する事務　基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大田区は、令和6年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

| | |
| --- | --- |
| 特記事項 | 番号法や大田区が取り扱う個人情報、個人番号及び特定個人情報の管理に関する規程、大田区情報セキュリティ基本方針等の規程に基づき、個人情報、特定個人情報の保護の徹底と情報セキュリティ対策について万全を期している。なお、本事業は令和6年12月31日を以って終了しており、取得済みの特定個人情報について保管している。また、新たな特定個人情報の取得はなく、システムについても廃止済みである。 |

## 評価実施機関名

大田区長

## 公表日

令和8年10月26日

［令和7年5月　様式2］

# Ⅰ　関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|---|
| ①事務の名称 | 令和6年度大田区電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金に関する事務 |
| ②事務の概要 | 物価高騰による影響が大きい低所得世帯（令和6年度新たに住民税が非課税または均等割のみ課税となる世帯）が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、臨時的な措置として1世帯あたり10万円を給付する事業である。<br>なお、18歳以下の児童がいる低所得世帯に対しては、児童1人あたり5万円を加算して給付する。<br><br>対象世帯の内、令和6年1月2日以降に大田区に転入したものについては、区に令和6年度住民税課税情報が無いためマイナンバーを利用して賦課自治体での課税情報を以下の手順で取得する<br>①区民情報系基盤システムから　転入者と前住所地情報を取得する<br>②取得情報から情報照会内容一括登録連携ファイル（照会要求ファイル）を作成する<br>③上記ファイルを区民情報系基盤を経由して中間サーバーへ各前住所地自治体への情報照会を一括請求する<br>④課税情報が得られたものは、その情報を給付金管理システムに格納し、給付金事務で活用する<br><br>対象世帯の内、公金受取口座への振込を希望する世帯については、マイナンバーを利用して公金受取口座情報を以下のとおり取得する<br>①情報照会内容一括登録連携ファイル（照会要求ファイル）を作成する<br>②区民情報系基盤を経由して中間サーバーへ公金受取口座の情報照会を請求する<br>③口座情報が得られたものは、その情報を給付金管理システムに格納し、給付金事務で活用する |
| ③システムの名称 | 給付金管理システム、区民情報系基盤システム、中間サーバー |

| 2. 特定個人情報ファイル名 |
|---|
| 給付金管理ファイル、情報参照ファイル、統合宛名番号ファイル、統合宛名情報ファイル、符号管理ファイル、庁内連携ファイル |

| 3. 個人番号の利用 | |
|---|---|
| 法令上の根拠 | ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条（利用範囲）第1項及び別表の135の項<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条（公金受取口座登録法関係）<br>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示の一部を改正する件（令和6年デジタル庁告示第6号）<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示の一部を改正する件（令和6年デジタル庁・総務省告示第9号） |

| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | | |
|---|---|---|
| ①実施の有無 | [　　実施する　　] | ＜選択肢＞<br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | ＜情報照会の根拠法令＞<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条（特定個人情報の提供の制限）第8号<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表の160の項及び第162条（公金受取口座登録法関係）<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示の一部を改正する件（令和6年デジタル庁・総務省告示第10号）<br>＜情報提供の根拠法令＞<br>情報提供は実施しない | |

| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
|---|---|
| ①部署 | 福祉部福祉管理課 |
| ②所属長の役職名 | 福祉管理課長 |
| **6. 他の評価実施機関** | |
| なし | |
| **7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求** | |
| 請求先 | 福祉部福祉管理課　〒144-8621　東京都大田区蒲田5-13-14　03-5744-1242 |
| **8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ** | |
| 連絡先 | 福祉部福祉管理課　〒144-8621　東京都大田区蒲田5-13-14　03-5744-1242 |
| **9. 規則第9条第2項の適用** | [　]適用した |
| 適用した理由 | |

## Ⅱ　しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | | |
|---|---|---|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | | [　1万人以上10万人未満　] | ＜選択肢＞<br>1) 1,000人未満（任意実施）<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| | いつ時点の計数か | 令和8年7月23日 時点 | |
| **2. 取扱者数** | | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | | [　500人未満　] | ＜選択肢＞<br>1) 500人以上　2) 500人未満 |
| | いつ時点の計数か | 令和8年7月23日 時点 | |
| **3. 重大事故** | | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | | [　発生なし　] | ＜選択肢＞<br>1) 発生あり　2) 発生なし |

## Ⅲ　しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|---|
| **基礎項目評価の実施が義務付けられる** |

# Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|---|---|
| | [ 基礎項目評価書 ] | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |
| **2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）** | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **3. 特定個人情報の使用** | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託** | | **[ ]委託しない** |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）** | | **[ ]提供・移転しない** |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **6. 情報提供ネットワークシステムとの接続** | | **[ ]接続しない（入手）** **[ ○ ]接続しない（提供）** |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [ ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| | | |
|---|---|---|
| **7. 特定個人情報の保管・消去** | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **8. 人手を介在させる作業** | | **[　　]人手を介在させる作業はない** |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 審査時のチェックリストに「マイナンバー情報のマスキング実施」確認欄を設けダブルチェックを行う等、特定個人情報の入手から保管廃棄までのプロセスで、人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 | |

| 9. 監査 | | |
|---|---|---|
| 実施の有無 | ［ ○ ］ 自己点検　［　 ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査 | |
| **10. 従業者に対する教育・啓発** | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | ［　十分に行っている　］ | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |
| **11. 最も優先度が高いと考えられる対策** | **［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する** | |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | ［ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ］<br><br>＜選択肢＞<br>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策<br>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策<br>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策<br>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策<br>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br>9) 従業者に対する教育・啓発 | |
| 当該対策は十分か【再掲】 | ［　十分である　］ | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 大田区側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。<br>また、アクセス権限の所持者には離席時のログアウト徹底を呼びかけている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 | |

## 変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和8年10月26日 | Ⅰ関連情報<br>5. 評価実施機関における担当部署<br>②所属長の役職名: | 指導監査担当課長(福祉部副参事(給付金担当)) | 福祉管理課長 | 事後 | その他の項目の変更あり事前の提出・公表が義務付けられない |
| 令和8年10月26日 | Ⅰ関連情報<br>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ | 03-5744-1243 | 03-5744-1242 | 事後 | その他の項目の変更あり事前の提出・公表が義務付けられない |
| 令和8年10月26日 | Ⅱしきい値判断項目<br>1. 対象人数　2. 取扱者数<br>いつ時点の計数か | 令和6年6月3日 | 令和8年7月23日 | 事後 | その他の項目の変更あり事前の提出・公表が義務付けられない |